

平成17年第2回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成17年6月16日（木曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	収入役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
石井節雄	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長
遠藤幸夫	学校教育課長

堀 井 隆 生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄	事 務 局 長
飯 塚 勝 一	書 記

◎開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎一般質問

○中川健治議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○中川健治議長 2番、松島議員。

○2番 松島茂喜議員 おはようございます。2番、松島でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思っております。

本町におけるISO認証取得についてということでありまして、これについては、まだ町として具体的な取り組みを行っている事業ではございませんので、あくまでも町行政に携わる方々、もちろん私も含めてでございますが、環境に対する意識改革を最大の目的とし、その手段の一つとしてこのISOがあるという考え方を前提に質問をさせていただきたいと思っております。

既にご承知のとおり、ISOはスイスのジュネーブに本部を置く国際標準化機構でございます。これは、品質管理分野の9000シリーズ、それから環境分野の14000シリーズの大きく二つに振り分けてございます。そのうちの14001が多くの自治体でも取得している環境マネジメントシステムの国際規格でございます。この環境ISOの生い立ちを申し上げますと、1980年代後半ごろから地球の温暖化を初めとする環境問題が世界的な関心事となってまいりまして、1992年6月に開催された地球サミットにおきまして環境等開発に関する利用宣言、アジェンダ21が採択され、人類の行動計画がまとめられた。そして、ISOに対して環境についての国際標準化に取り組むよう要請されたということでございますが、ある審査登録機関の調査ではISO14001の審査登録件数は、平成17年4月末現在で、日本全体でございますが、1万8,104件、群馬県では283件という状況でございます。2000年2月現在では日本全体で3,318件でありましたので、5年間で約5.4倍になっております。この数字が示しますように、環境保護に関する意識が急速に高まったと言えるわけでございます。当然のことながら本町におきまして町行政を執行する役場庁舎内及び各出先機関などでも環境保護に関する意識をさらに高めていく必要があるものと感じております。まずは、現状を把握する意味でこの環境保護という視点から毎日の執務に必ずかかわる次の三つの項目についてお伺いをしたいと思います。

一つ目は、役場庁舎内の年間電気使用料または電力量でも結構です。

二つ目は、コピー用紙の使用枚数。

三つ目は、可燃ごみの排出量でございます。

また、それぞれの項目について年度ごとの比較ができれば幸いです。それから、この項目についてですが、削減に向けての何か取り組み等が現在ございましたら、あわせてお伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまのご質問でございますが、電気につきまして申し上げますと、これは電力量で測定をしておりませんので、金額ということになりますが、15年度が600万5,794円、これは役場の本庁舎並びに南庁舎、北庁舎の3カ所の電気料の合計でございます。16年度の電気料につきましては、605万7,300円でございます。

また、コピー用紙等紙の使用料ということで申し上げますと、15年度が80万7,750円、16年度が77万1,862円でございます。これらについては、若干の年度、15年度あるいは16年度における単価の差がございますので、それらも影響しているように見受けられます。

以上でございます。

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 ごみに関して生活環境課の方からご報告申し上げます。

邑楽町全体の事業系可燃ごみの搬出量につきましては、平成13年度2,032トンでございます。平成14年度1,778トンでございます。平成15年度につきましては、1,861トンでございます。13年度と14年度の比較をしますとマイナス254トン、減少しております。率にして12.5%の減でございます。14年度と15年度の比較ではプラス83トン、率にして4.7%の増でございます。

役場としても平成14年度より庁舎内から出るごみにつきましては、リサイクルルームを設置しまして、可燃ごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化の取り組みをしているところです。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま関係する各課長からご答弁いただいたところでもございますが、年度ごとの数字を比較し、増減については明らかにできるものでございます。しかしながら、実際にその数字が多いのか少ないのかということになりますと、目標値や基準値が、そういった値が設定をされていないわけでございます。ですから、その判断をするというのは、なかなか難しいのではないかなと、そのように今感じております。こういった基準値、また目標値といった値を定めることによりまして、実際にその値をクリアしていくために環境法規制を遵守し、管理体制を持つことで環境問題に対する意識改革につながっていくのではないかなと、そのようにも思います。

冒頭にも申し上げましたが、私のISOについての基本的な考え方は、あくまでもその意識改革

を行うための一つの手段としてISOがあるということでもあります。年々厳しさを増す財政状況でございませけれども、経費の削減をどんな分野でも、またどんな項目でもただ均等に行えばよいということでもないというように感じております。まずは、そこに携わる関係者みずから環境問題に関する意識を改革していくことに始まり、そしてやがて結果として経費削減がその効果があるものでございます。経費を削減すれば意識も改革されるという逆のパターンはまずあり得ないということでございます。すなわち基本になるのは、何度も申し上げますが、関係者の意識を改善、改革していくということにあるのかなと、そのように思います。

さて、町長は8年間余りの議員活動はもとより一昨年の12月の就任以来、人に優しい町づくりを進めてまいったのではないかなと、このように私は感じておりますが、まず公共バス事業における高齢者や児童など交通弱者に対しての交通手段の確保、また篠塚駅、それから本中野駅の駐輪場の整備、それから住民票などの交付時間の延長、それからまだ終了しておりませんが、町民の健康管理体制をさらにレベルアップし、健康で健やかな生活ができるように保健センターの建設事業など数多くの新事業に取り組みまして、確実にその成果を上げ、多くの町民の方々から評価を得ているものだというふうに思っております。人に優しいということは、環境にも優しいということと当然イコールでございます。この環境ISOについて町長の考え方を伺いたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 ISOの取り組みについて、また環境に優しい取り組みをとということでもあります。町としましては、ノーマイカーデー、または環境に優しくということではいろいろな分野で考えているわけですが、目標を持ってやっていくことということは、本当に大切であると思っております。私たち日ごろ自分たちが環境に対しまして、いろいろな負荷をかけてしまっているというふうには感じております。日常生活、またいろいろな事業をしていく中で、そういった大きな要因となっているのではないかなと思っております。職員一人一人がそういった中でいろいろと努力していく必要はあると思っております。電気を小まめに消したり、できるだけ車の利用を減らしたり、またコピー用紙なども一度ではなくて、また裏側も再利用するというふうにもしているところでもありますけれども、さらに目標を持った中で、一人一人が認識を持って日々仕事に臨むことが一番いいと思っております。今後も大切な資源でありますので、次世代にも引き継ぐためにも、いろいろな再利用、資源の有効活用といった部分でいろいろと努力する必要があると思っております。

ISOの取り組みにつきましては、認証を受けられるかどうかという部分もありますけれども、努力し、認証取得に向けて前向きに取り組んでいければと思っております。企画課等を通した中で今後指示をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま町長の方から認証取得に向けて前向きに取り組んでいきたいといっ

たご答弁をいただいたところでございますけれども、役場職員の皆様のみならず当然私も含め議会も環境保護に対する意識を改革していかなければならないと、そういったふうに思っております。

例えば、きょうはたまたま涼しいです。しかしながら、6月も半ばを迎え、これから7月、8月と夏を迎えていくわけでございますが、今もエアコンかかっておりますが、私もネクタイを締め、そして上着を着用し、ちょうどそれでいい温度に設定されておるわけでございます。しかしながら、例えばエアコンの温度をこの間国会でもやっておりますが、2度上げることによって約17%電気代が削減できるのだというようなお話もございます。やはり、これから暑い中、できればそういった配慮も一つの方法かなというふうに感じておるわけでございます。

何が申し上げたいかといいますと、先ほどもお話をしましたが、私たちがお手本をまず示すべきだということでございます。国会の方でもクールビズといったことで動き出しているようでもございますし、地方においてもそういった取り組みがだんだんされてくるのではないかなというようなお話も伺っておるわけでございますが、今町の現況を申し上げますと、邑楽町環境保全条例、こういったものが制定されておるわけでございますが、内容につきましては工場、それから事業所等に起因をする環境汚染を防止するための規制が主な条例の目的ということになっているわけでございます。また、ISOを認証取得された企業に対しまして、これは条件つきであります。町が奨励金を出しております。奨励金を出すというのは、それを町は推奨しているわけです。しかし、その推奨している側がその認証取得をしていないと、これは問題点の一つとして非常にとらえておく必要があるのかなと、そういうふうにも強く思うわけでございます。

さて、近隣市町村においての状況でございますが、既に環境ISO14001でありますけれども、認証取得している自治体は、太田市、館林、大泉町、それから明和町などでございます。太田市では、平成14年の3月に、そして館林では平成13年の2月に、それから明和町では平成16年3月に、それぞれ認証登録をしております。先進地事例といたしましても、こういった状況であるわけでございますが、邑楽町においては、町民憲章というものが例規集の冒頭に掲げられておりますが、そこには、邑楽町は自然を愛し、そして美しい環境をつくる町ですと、そういったことがあるわけでございますけれども、環境保全や保護に対する役場としての具体的な取り組みは、まだまだ近隣市町村に比べ立ちおけているのが現状でございます。

先ほど町長から大変前向きなこの環境ISOについてご答弁をいただいたところでもございますけれども、今後のその取り組み方につきまして、まずどこからその一步を踏み出していくのか担当の課長に伺いたいと思います。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 行政活動の中におきましても環境負荷につきましては、当然提言をしていくということは必要だというふうに考えております。そういう中で環境の取り組みという、このことにつきましては職員意識の高揚等につながってくるだろうというふうに考えております。いろいろ

ありますけれども、今後各課との調整を図りながら、十分その辺を煮詰めながら検討していきたいというふうに考えております。

具体的に幾つかの目標を設定するということになるかと思っておりますけれども、身近なところからの活動としましては、電気の節電、紙使用量の削減、あるいは先ほども出ましたけれども、ごみのリサイクル、まず身近なところとしましては、この辺の目標を設定しまして取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今企画課長の方から答弁をいただきましたが、先ほど先進地の事例を申し上げましたけれども、それぞれのその自治体の取り組みの経過の中で共通する部分が必要でございます。それは、何度も繰り返しにしろかと思っておりますが、最大の目的と効果が、そこに携わる関係者の意識改革であるということでございます。目標や基準を定め、現在の邑楽町の環境をより美しいものにし、次世代に残していこうという意識を再認識をすることが私たちに課せられた責任でもございます。そして、やがてそれが経費削減や町のイメージアップなど環境保護のみならず、さまざまな分野におきましてよい結果を生みだしていくものだと私は確信をしております。まずは、できることから取り組んでいただきまして、町が率先してお手本を示されるよう切にお願いを申し上げ、質問を終わります。

◇ 小 島 幸 典 議 員

○中川健治議長 7番、小島議員。

○7番 小島幸典議員 おはようございます。7番の小島幸典です。議員の責務により通告どおり質問をいたします。

周知のとおり少子高齢化が急速に進んでいる昨今、邑楽町でも例外ではありません。そんな中、町民の憩いの場である邑楽町福祉センター寿荘の利用価値の見直しについて質問いたします。寿荘は、昭和56年3月完成後、平成6年8月まで12年5カ月で80万人の利用者があり、年平均6万4,000人、平成9年8月で100万人の利用者がありました。6年から9年の3年間で20万人、1年間平均約6万6,000人の入館者があり、平成6年のときより平均1年で2,000人の増員数となっております。これは、町制施行30周年記念誌に載っています。そういう寿荘の歴史を考えたとき、平成12年度の入館者数6万4,909人を境に平成13年6万1,339人、平成12年度入館者数から比べまして昨年度、平成16年度入館者数は5万6,079人です。最盛期の平成9年6万6,000人、平成12年で約6万4,909人を比較すると、約8万8,030人から9万9,200人入館者減となっております。

これは、入館者、利用者の年齢構成から見て、最近は増加するのが普通と思われそうですが、役所及び管理運営の面で間違っていた運営をしているのだと思われそうです。寿荘は、町民の社交場であり、

地域文化の発展、教育の場であり、老人が精神も健康、肉体も生き生きと健康をはぐくむ場所であると思います。ぜひ、開館時の理念に戻り、高齢者福祉の向上、これ平成13年より土曜日、日曜日等閉館にした影響ではないかと私は思うのであります。そういう中で、日曜日開館、土曜日開館を提案しますが、町長の考えはいかがでしょうか。

また、寿荘運営委員会の役員構成と会場使用料の用途はどんな方法で扱われているか、その辺を町長、または担当の課長に回答を求めます。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えをいたします。

現在福祉センター内に邑楽町福祉センター寿荘利用者協議会がございます。福祉センターの円滑な利用と高齢者福祉の向上を図るために設置されました協議会でございます。役員の構成でございますが、福祉センターにおいて行われております各種教室の代表者18名でございます。

また、福祉センターの使用料でございますが、町内、町外を問わず60歳以上の方は無料でございますが、60歳未満の方は200円でございます。平成15年度におきましては38万4,000円の決算でございましたが、使用料につきましては福祉センター管理事業の特定財源として福祉センターの維持管理に使用しております。

以上でございます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 福祉センター寿荘であります。多くの方に大変利用されておりました。また喜ばれていると思っております。今議員のご質問でありますけれども、寿荘の第2、第4の土曜日及び日曜日を閉館する考えはないかというようなことのようにあります。今まで社会福祉協議会に平成2年度から委託をしてきたということでもあります。そして、その運営委員会の中でいろいろ議論され、そして土日を第2、第4の土曜日、そして日曜日を休館にしようというような経緯もあるようであります。今利用者協議会というのがありまして、そちらでいろいろと運営については、協議をされているようでもあります。そういった経緯もありますので、その利用者協議会の皆さんの声等も聞いた中で、もう一度話し合いをしてみたいと思っております。

町の方から委託をしているとはいうものの、やはり社会福祉協議会、そして利用者の団体等もありますので、その人たちの声を聞いて、そして今後については検討していきたいと思っております。もう一度検討するよにということをお願いはしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今担当課長、町長より前向きな答えをいただいたわけですが、町からの寿荘に対する委託料、これ平成16年で2,756万9,000円、今年度予算で2,713万円、こういう委託

補助金を出しているわけですが、今町長が話された代表者、経営する人たちのメンバーというのですか、これが各教室の代表者、また自主教室代表者ということで、町からの意見を述べておくとか経営に参加するとか、どういう問題が起きているか、どういう問題がこれから発生するか、また先ほど松島議員が言われたように、環境のことを考えたら当然、今までの、これは平成16年4月から役員の構成が変わったと思うのですが、やっぱり学識経験者とか、高度の人生経験または教育の理念を持った人たちが入らないと、日曜日を休館にしてから数字で見たとおり約1万人も少なくなっているのです、利用者が。こういうことを考えると、何で利用者が少なくなっているのだと、その辺を考えないと。

先ほどISOという環境の問題が出ましたけれども、この利用しない人たちが、例えば家で2人暮らしの人が、ひとり暮らしの人が160リットルから180リットルの水道を使って、ガスを使ってお湯を沸かしてふろへ入った、そういうことを考えたらかなりのこれは化石燃料、二酸化炭素の使用量なのです、排出量なのです。であれば寿荘を利用してもらえば、これは必然的に環境に優しい、また教育関係にしても、子供たちを教育するだけではなくて、我々大人たちだっているいろいろな教育の対象、社会教育の対象、そういうことを踏まえれば、ただ丸投げで委員会に任せるよというのではなくて、やっぱり今までどおり民生委員の代表だとかボランティアの各代表だとか、それと学識経験者を入れた経営の組織づくりをしていかないと、他町村からどんどん、どんどんおくれていってしまうのではないですか。

ということは、どこへ行っても近隣の町村ではみんな日曜日開館しているのです。それで、では平日を休むといっても、おふろは休んでもこういう各種団体のお部屋だとか必要とする会議場だとかは、あけてもいいのです。

それと、では働く人がいなくなれば、ワークシェアリングで交代交代でどんどん働いてもらうのです。そういうアイデアをどんどん出さなければ、これからの団塊の世代の人たち、昭和22年から昭和24年生まれの人たちが65歳になったとき、これは統計上2015年にはそういう年代の人たちが全国で高齢化率26%ということを言われています。それで、これは65歳以上ではなくて、邑楽町の60歳以上の人たち、現在約7,000人前後います。

そういうことを考えた中で、もっとすべての面で我々は勉強して、それで優しい、規則正しい生活を送れば、次の介護の問題や医療の問題に波及していくのです。いつでも清潔で元気に暮らせればあらゆる面でプラス志向になっていくのだけれども、土日休んで、それで各家庭で生活してくださいよと言われても、現実には邑楽町が休みのときは大泉まで自転車で行っている人たちもいるわけで、その辺のこれからの取り組み。

それと、組織の再構築、ことしまだできたばかりだと、私はこれやっぱりおかしいと思うのです。もう少し有識者だとか、そういう人たちも入って、それで議論をしていかなければいい社会はできないと思うのです。規則をちゃんと守る。例えば持ち込みを禁止だなんて言っているけど、

どんどん持ち込みしているらしいです。だれがそれをとめるか。ちょっとその辺担当の課長、これからの対応を聞かせてください。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えいたします。

ただいま議員のご指摘の福祉センター内に持ち込みをということでございましたけれども、個人が食べる部分については持ち込みの絶対禁止だと、そういうのではないと、ただあくまでも福祉センター内に飲食物等を持ち込まないでくださいというのは、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今課長の方からそういう個人のものとか、かなりそういう規制とか大変難しい問題が出てくると、ということは今までがちょっとだらけているから難しいのです。ということは、はっきり物を申す、私みたいに憎まれ口をきく人たちが何人かいなければ変わっていきません。このボランティア団体の人たちがいつまでも役員やって、仲よしクラブでは、経営というのはやっていけないと思うのです。そういうことで、土日やめず、私は土日やめたから今度約九千何百人も少なくなったのではないかと思うのです。そういうことで、土日の開館をちゃんともとに戻す、横山町長時代に戻してやってみてください。だめならまた変えればいいのです。人間は、考えるアシンなので、その辺をどうぞ。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 1万人の減というようなことでありますが、当初のお話を聞きますと、やはり町外の利用者が多い、また土日は家族でゆっくりと過ごすというようなことも挙げられていたようがあります。また、利用者の協議会というのが17年度からということで始まったばかりであります、議員の言うとおりに、もう一度協議会、またはそういった利用者に話を戻しまして、もう一度検討する必要もあるだろうと思いますので、そういった場所を設けたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 町長からいい、前向きなそういう答えというか、姿勢が見えますので、本当にありがたいと思います。

ということは、この一般質問というのはセレモニーではないのです。我々町民の立場に立って、また町の発展を願って、それで我々こういう憎まれ口をきかなければならない立場であります。

そういうことで、歴史をひもといてみても、この入浴というのは、日本では人間の入浴史を見ると鎌倉時代、京都八坂神社に残された約700年前に記録があると、身を清めてこれから神様に会う、そういう信仰の場でもあった。それと、江戸時代には庶民の交流の場であり、世の中で洗いざらいのぜいを尽くしてという川柳もあります。外国では、紀元前2870年、有名な数学者アルキメデスが

ふるに入って比重と体積の原理を確かめたと、そういうすばらしい交流の場でもあり、人の精神もエネルギーも伸ばせる、大切なそういう人間と水の関係、環境の関係というのにつながってくると思うのです。

そういうことを含めると、先ほどISOの問題がありましたけれども、日本では京都議定書、そういうことを踏まえれば、できるだけ各家庭、各個人がいかに環境に協力できるかとそういうことを考えますと、地球温暖化防止にあつて、二酸化炭素の削減の積極的なかわり、そういうことを今シベリアの凍土の氷解問題、アルプスの2,000メートル級の地点での雪渓の雪の解ける問題、こういう中でアイスマンなどという何百年前の人たちが凍ったまま出てきたとか、そういうかなり深刻な地球環境がありますので、そういう中で邑楽町もできれば近隣市町村と力を合わせて、それでいい社会、いい教育、それで子供たちが一生懸命こういうふう環境問題をやつて、子供たちが環境大臣なのだよ、うちはというような、そういう時代が新聞のスcoopになっている時代なのです。だから、そういうことを含めて我々お年寄りも若い人も一緒に後世にいい空気、いい水が残せるように頑張っていければと思います。

私の一般質問は、以上で終わります。

◇ 大 野 栄 議 員

○中川健治議長 21番、大野議員。

○21番 大野 栄議員 発言通告に従いまして順次質問をしていきたいと思ひます。

まず、第1点目は中央公園整備についてです。現在中央公園は、活力センターさんに公園の委託管理を町がお願いして、公園もこの一、二年で大変きれいに整備されてきていると思ひます。一部の池には、現在ハスの花がきれいに咲いて、町民の心を豊かにしていることと思ひます。

さて、ここで整備についてお伺ひしたいと思ひますが、当初あの中央公園ができるときに、ふるさとの川モデル事業ということで、孫兵衛川を含めていろいろ噴水、じゃぶじゃぶ川のモデル事業を計画したところですが、町は孫兵衛川の改修が100%買収ができて県の方でそういう形の川モデル事業もやっていただきたいと思ひますが、今噴水がありますが、また噴水から階段のおりところも設置してありますが、その下の川に行くと入れない状態があると、この辺を県の当初の考えと現在は管理、またこれからの考え、どうなのかという点です。

また、そこに安らぎの池があります。大きなのと小さいのが二つあるのですが、その一番大きな池の設計がどうだったのかわかりませんが、不適格な設計ではないかと伺ひます。と申しますのは、木で囲ってあつて、金網のところはこのぐらいの大きな石をごろごろ置いて、土があるのですが、この何年間かの風雨のうちにその土が全部池の中に入ってしまつて、今その石が路肩に全部露骨に見えています。それが1カ所だけではありません、もう数カ所に、もう10カ所近いのではないですか、かなり多くあります。天気予報によりますと、ことしの梅雨も集中豪雨の梅雨であると、空梅

雨で集中豪雨という予報も出ていますので、このまま放置しておきますと、どんどん、どんどんそれがふえて、大穴になる可能性が多大であると思います。そういった点では、事故のないうちにその辺の改修もしていかななくてはならないと思っております。

また、遊具についてですが、あの中央公園に舞台と、それから1歳前後が遊ぶ遊具がありますが、その遊具についてちょっと問題があると、あの滑り台はどう見ても1歳前後の幼児が使用する滑り台だと私は思います。であるならばどうであるかと、この初夏のときに鉄板の板ですから、幼児というのは、手を使います。未満児以上であれば手を使わずに足で上がって、すっとお滑り台を滑ってくるのですが、そのものがもう熱くて、木陰もないですから、物すごく熱くて、鉄板で手をやけどするぐらい熱い、お滑り台もそのとおりです。2歳以上になってくれれば座ってお滑り台できるのですが、1歳前後の幼児については、足から滑ってきます。足から滑るということは、手をこういうふうにするわけですが、手がもう熱くてどうにもならない。大人がさわってもそうです。そういうものを、あそこに大きな木陰でもあれば、それが多少は防げるのではないかと思うのですが、現在もう午後になると使えないと、若いお母さんたちが言っています。

もう一つ、そこに上る踏み台があります。足で上がればどうってことないのですが、そのお滑り台の踏み台も木製のもので、幼児にはとげが刺さると、また舞台においてもとげが刺さると、それでみんな来ている人に聞くと、うちの子も、うちの子も、うちの子もと、ほとんどの方がみんなとげで事故起こしているのです。うちの孫もとげが刺さっています。そういうのを町は、わかりつつ放置しておいたと言われても過言ではない。最近では、どういうふうに変ったかということ、看板が新しくなりました、何年も前から看板があるのですけれども。手でさわったり、はだして歩いたり、寝ころんだりしないでください、木のとげが刺さりますので、気をつけてください、町は承知しているのです、とげが刺さりますよと。そんな公園、子供、幼児の遊び場ありますか。これは、早急に直さなくてはならない。看板を立てかえるのではなくて、やっぱりそのところを早急にやらなくてはならないのではないかというふうに思います。

以上、3点、質問いたしました。答弁を求めます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えいたします。

ふるさとの川モデル事業につきましては、県と町が相互に協力し合って1級河川孫兵衛川と現在の邑楽中央公園を一体的に整備し、潤いのある水辺空間を創出するため、利根川水系、孫兵衛川ふるさとの川整備計画を策定し、平成5年5月25日付で当時の建設省河川局長から認定を受けたものでございます。

河川の計画区間につきましては、新中野の西側から町道幹線6号線まで邑楽中学校東の南北の道路でございます。この1.1キロメートルの区間です。現在までの整備の進捗状況ですが、町道幹線5号線、中央橋から町道幹線6号線までの区間が完成しております。現在未整備の区間が新中野西

側から中央橋までの約300メートルでございます。新中野地内の未整備区間とあわせて早急に整備するように県に強く要望しているところでもございます。

議員ご指摘の現在の河川環境でございますが、土木事務所によりますと、堤防と水が流れる部分につきまして現在除草作業が行われております。場所につきましては、中央公園から国道354号までの間でございますが、6月中に完了予定ということでございます。また、水に親しんでいただくための河川環境づくりでございますが、孫兵衛川には、いわゆる自流水からの流域を持った流れがございません。したがって、特に渇水期には家庭からの雑排水等が集まって流れているのが現状でございます。この問題の解決に当たっては、長期的には下水道や合併浄化槽の普及が最も有効だと思っております。当面の水質浄化につきましては、渇水期にきれいな水を流して、希釈する方法等が考えられますが、今後とも県と一緒に孫兵衛川の水質浄化に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 お答えいたします。

池の護岸についてのご質問に対してお答えさせていただきます。中央公園内に1級河川の流量を調整するための調整池が2カ所つくられております。孫兵衛川の整備に伴いまして群馬県が築造したものでございます。ご指摘の調整池の護岸につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、10センチほどの木ぐいを並べて打ち込んだ木さくとなっております。陸地側におきましては、木さく及び護岸保護のため15センチほどに砕いた石を金網の中に入れて詰め石が施工されておまして、その上を土をかぶせた構造となっているものでございます。

現在ご指摘のように、施工箇所の多くの部分において詰め石が露出したしまして、危険な状態となっております。原因として考えられますものは、調整池の水位が上昇したり下がったりを繰り返す中で、詰め石の上に載せた土が詰め石のすき間を経て木さくのすき間から池の中に流出したものであると思われまます。補修につきまして管理者である県の館林土木事務所の担当者に現地を見ていただきまして、補修をお願いしたところでございます。その結果、ご回答いただきまして、7月ごろに補修を行うとの連絡をいただいております。補修方法でございますが、詰め石の間に碎石を詰めまして、その上を土で覆う方法で行いたいとのことのご回答をいただいております。

次の件でございます。遊具の夏場における熱さに対する対策でございますけれども、遊具自体が、公園自体が整備して日が浅い状況でございます。付近に大きい高木等もございませんで、確かにご指摘のように、夏場においては、特に滑り台等については熱い状況が続くかと思われまます。今後この件については、議員からも前にご指摘をいただいて検討してみたいのですけれども、遊具等を完全に覆って日陰的なものを措置するということがなかなか難しい状況でございます。この夏場に間に合うかということになりますと、なかなか難しさもありますが、今後ほかの面でご質問に沿う

ようなことで検討していきたいというふうに考えております。

それと、先ほどありました遊具のささくれの問題でございます。先ほど議員からもご指摘のとおり中央公園の東側にあります駐車場がございまして、その南側に子供広場がございます。その中に複合遊具が設置してありまして、その複合遊具の一部の材料が木製となっております。設置後年数が経過したことによりまして、木の表面がささくれを起こしております。その木片が幼児の手に、手で上がっていただくことがありますので、手とか足に刺さる事故がありました。この件については、議員も含めてご指摘をいただいたところでございます。町の方としましては、ご指摘をいただきまして、補修方法について検討していたために、今日まで補修ができなかったことに対して大変申しわけなく思います。この間遊具の使用上の注意ということで、ご指摘いただいた看板等を設置したところでございます。承知していながら、何で看板だけかというご指摘もありましたが、木製の舞台ステージもございまして、この面積が大変広うございます。根本的な改修をしようということで業者とも打ち合わせをして、見積もり等も徴していました。なかなか多額の費用がかかるということで、根本的な補修が見出せないということで少し時間がかかってしまいました。最終的には、議員おっしゃっている複合遊具の木製部と木製ステージの部分につきましては、サンダーがけをしましてささくれを除去した後に塗装の合成樹脂料でございまして、それを塗りまして補修をしたいというふうに考えております。この件については、早急を実施をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 中央公園の南の川については、今土木事務所の方で事業委託されて、川の中に入ってヨシを取っているようですが、川そのものものを含めてもうヨシがすごくて、管理が全然だめです。それから、池もそうですが、それは土木事務所の方に課長の方からも強く要望して、いい方法でお願いしたいと、実際にはあそこの水もこの間とまってしまったのです。これは、町のあれになるのですか。噴水の水が何か故障してしまって、1週間か10日ぐらい水が停止してしまつたと、保育園だとか子供たちが、このちょうど暑い時期に水がとまってしまったわけですから、そういった点ではすぐに対応して、噴水ができるような形と。

それからあと、あそこは今水をくみ上げて循環している水道水を出していると思うのですが、定期的な消毒はしているのでしょうか、やはり1回抜いて衛生管理ですか、無謀な人は子犬なんかをあそこの噴水のところで遊ばせたりなんかしているのです。循環していると汚いです。ここに書いてあるのですよ、看板にということで、私が気がつけば注意するのですが、そういうのをやっぱり周知徹底して、動物はやらないということの周知徹底と、それから循環している水を1週間に1回ぐらいは循環しっ放しではなくて、どういう方法をやっているのか、安全面では大丈夫なのか。

それからあと、県の土木事務所との間で川と池については、どんどんその事業を改修して進めていただきたい。川についても一番向こうの浄水場から近い、西の方、橋があるのです、橋を見ました。あの橋は、つくってあるのですけれども、今つくってあるにもかかわらず、人間が通れないように遮断しています。でも、1カ所ぐらいあの辺を南北で通過できるような橋が必要だと思って県の土木はつくって、町もそれに協力してつくったのだと思うのです。今通れないようになっているのです、もうすごく危なくて、すごく腐っているし。私見てみて、体重が重いので、いざ落ちてもと覚悟しつつ渡ったのですけれども。あの橋もやっぱり土木事務所に言って、改修しなくてはだめです。危険ですから、通ってはいけないというあれはあるのです、工事のこんな金具のもの。そういうような対処の仕方ではだめなのです。危険だったら補修して直す。

それで、とげが刺さって大変だったらすぐに手を打っていくと、そういう対応がやっぱり直接子供だとか、そういう事故だとか、そういうのに結びつくものについては、対応を早くやるように町長の方も執行者にきちんと意志徹底をさせていただきたいように思います。

そういう形で課長の答弁の中で前向きに土木事務所と相談をしながら、いい方法で努力していただくと、今現に池の方の補修も始まっているということでもありますので、第1点目はこの程度で終わります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前11時10分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時26分 再開〕

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 次の質問に移ります。

次は、児童・老人公園の設置についてです。以前から常任委員会等では、邑楽町には児童公園がないので児童公園の設置の必要があるということで、常任委員会で視察した経緯があります。最近では、東京都の千代田区の方で介護予防施設ということの老人公園が設置されております。今中央公園の5号道路の北側が約3町7反近くあって、過日の補正の中で課長の説明で、5号道路の北側の埋め立ての事業費だというお話もありました。

そういった中で今特に幼児の公園はあるのですけれども、明野、それからあと中央公園、それで明野の公園は、ラクダみたいにお山が二つあったのです。あの当時は小学生が自転車でかなり楽しんでいました。山が削られて、プラスチックの小さい幼児用のお滑り台に変わってからどういふふうになったかという、全く小学校の子供たちの人数が減りました、ほとんどいないです。やっぱり、幼児を連れた方だとか、それで中央公園との併設もあるのでしょうけれども、かなり少なく

なったなというように私は感じています。そういった中で特に小学生の児童のたまる、そういう場所、児童公園がないために行く場がないところもあるのではないかなと思います。今5号道路の北側にそういう公園設置ということで申請してあるわけですから、これから介護保険を含めてこの次の質問の中に具体的に入りますけれども、それらを含めて今は児童公園と老人公園がセットにして児童・老人公園。それで、インターネットで出してもらいましたので、所管の課長も職員みんな持っていると思いますけれども、非常にいい老人公園です。ぜひこれも検討して、どうせ児童公園をつくるのであれば、老人公園とセットに、その広大な公園用地があるわけですから、前向きに検討していただきたいと。

また、前回の一般質問の中で町長は児童公園もつくってほしいという要望に対して、町で幾つのいろんなプロジェクトチームがあるので、その中に児童公園もプロジェクトチームの中に入れて検討していくという形の答弁がありましたけれども、それらも含めて児童・老人公園をぜひ公園用地としてあるわけですから、その辺の一部を活用して、まだ老人公園というのはこの近辺にはないような気がするのですけれども、どうせやるのなら先駆けて県内初で児童と老人公園をセットにしたそういうのを研究をしていただきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 5号線の北側の用地について、児童公園、そして老人公園を考えてみないかというようなことでありますが、今あそこの用地につきましては、いろいろとやはり公園が望ましいだろうというような話で今しているところでありまして、具体的にどういうものというような中身については、まだ決まっておられません。

また、老人公園の遊具といいますか、お年寄りの方も使えるような器具が中央公園の西側の方にも幾つかありました。私も中央公園の方に行きまして、いろいろと改めて見てまいりました。細かい部分については、課長の方から今話をさせますけれども、そういったものを、器具を今後はできるだけ取り入れた中で、何か1基四、五十万するというようなことでありますので、結構高価なものでありまして、できるだけそういったものを多く取り入れられたらいいなとは思っているところであります。具体的な中身については、北側の用地については公園が望ましいというふうには思っていますが、まだ具体的な話にはなっていません。この老人公園も含めた中で検討の中に入れていきたいと思えます。

細かい部分については、課長の方から説明させます。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 お答え申し上げます。

邑楽町におきます都市公園の中で児童公園と称されるものは実際はございません。呼び名は、違いますが、都市公園法では街区公園というのがございます。これが通称的には児童公園というものになるかと思えますけれども、町内に今現在10公園ございます。面積にしまして3万2,176平方メ

ートルございまして、町民1人当たりに対して1.14平方メートルの整備状況でございます。老人公園と称するものはございませんが、先ほどから議員の提案をいただいております健康的な施設ということで、町長からもご答弁がございましたが、健康アスレチック遊具を備えた公園が何カ所かございます。先ほどの中央公園の西側の、広場的にはのびのび広場ということで通称呼んでおりますが、そこに6基、それと鞍掛第3工業団地内の鞍掛中央公園に6基設置されております。非常に好評をいただいております、利用していただいております。ただ、私どもの方としても積極的な宣伝等を行ってきませんでしたので、すべての方がご承知かということになりますと、大変申しわけなく思います。今後の公園整備におきまして、健康づくり、機能回復を図る健康遊具等の設置及び高齢化社会に対応した公園づくりについて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 中央公園の5号道路の北側は、今現在3町7反あって、申請が公園用地として取得してあるわけですから、今後児童・老人公園の広い公園も設置の中に入れて、いろいろな構想を研究していただきたいとお願いしつつ、次の質問に移ります。

次は、介護保険が今国会で審議されています。これの改正に伴う問題点と課題、支援についてお考えがありましたら、担当課長の方から説明をお願いします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

介護保険法の一部を改正する法律がただいま国会で審議中であります。当初法律案の概要をご説明申し上げます。

まず1点目、予防重視型システムへの転換、この中には新予防給付の創設、地域支援事業の創設があります。

2点目、施設給付の見直し、この中には住居費、食費の見直し、低所得者に対する配慮があります。居住費、食費の見直しにつきましては、介護保険3施設、ショートステイも含まれます、施設の居住費、食費について保険給付の対象外であります。食費の内訳は、食材料費と調理コスト、栄養管理があります。食材料費と調理コストが保険給付対象外であります。栄養管理につきましては、今までどおり保険給付対象であります。

続きまして、3点目、新たなサービス体系の確立、この中には地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、住居系サービスの充実があります。

4点目、負担のあり方、制度運営の見直し、この中には第1号被保険料の見直し、要介護認定の見直し、市町村、保険者機能強化があります。第1号被保険料の見直し、この内容は設定方法の見直しとしまして、低所得者に対する保険料軽減などの負担能力をきめ細かく反映した保険設定とあります。現行の保険料設定は、第1段階から第5段階までとなっております。見直しは、現行の第

2段階を細分化し、新2段階と新3段階となります。

5点目、その他とあります。

法律案の中で町として早急に取り組みを検討しなくてはならないのは、地域包括支援センターの創設であります。内容は、地域における総合的な相談窓口の機能、予防介護マネジメント、包括的継続的マネジメントの支援を担う地域包括支援センターを創設するであります。職員体制は、各部門ごとに専門性を有する各1名、最低限確保しなくてはなりません。総合相談、支援部門を行う社会福祉士、介護予防マネジメントを行う保健師等、等の中には看護師が含まれています、包括的、継続的マネジメントを行う主任ケアマネジャーの3名であります。

厚生労働省によりますと、新予防給付の施行時期との関係で新予防給付の施行は、原則として平成18年4月からとしているが、地域包括支援センターの設置等の改正が整わない市町村においては、平成19年度末までの間で条例で定める日までは施行を延期することが可能であると記載されています。

新予防給付につきましては、主治医意見書等にも影響ありますので、町は介護認定審査会をお願いしている関係上、館林と邑楽郡で設置につきましては、歩調を合わせながら取り組んでいこうと話し合われています。時期につきましては、平成18年4月を目指しています。設置箇所は、人口2万から3万規模で1カ所となっておりますので、1カ所で考えています。

地域包括センターの設置者については、町または委託を受けた者とありますので、3職種の確保、設置場所等もありますので、よりよい方向性を見出せるよう、十分協議を重ね、検討していきたいと思えます。

続きまして、改正法の中に施設給付の見直しがありますが、当初の法案の内容を見ますと、所得の低い層は、負担が重く、また残された配偶者の在宅生活が困難になることも生じます。このような状況を考えますと、町としましては低所得者に配慮しながら、いろいろな角度から調査研究を重ね、県とも協議をしながらよい方向に進むよう検討していきたいと思えます。

現在町では、低所得者対策としまして、平成15年4月から利用者負担単独減免を実施しています。サービスの種類は、訪問介護、訪問看護があります。県内の状況は、平成17年4月現在で邑楽町を含めて12市町村ございます。国の実施要綱の中に社会福祉法人が行う介護保険利用者負担の減免というのがあります。減免の程度は、利用者負担の2分の1を減免しています。6月1日の新聞によりますと、減免措置の拡充については収入要件を160万に引き上げるという記載がありました。

以上で終わります。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 今担当課長の方から介護保険の改正の内容が具体的に説明されたのですが、もともとこの介護保険が導入をされる前は、老人福祉については利用者の大体8割が社会福祉協議会のヘルプサービス等で無料になっていたと思えます。段階的措置ということで3%、それで現在

は6%負担ということで、その6%負担も3月で切れて、今は10%の負担になったということは、無料でヘルパーのサービスを受けていた方が今はもうおおむね10%、介護保険との整合性もあるのでしょうかけれども、実はもう10%負担になったと。だんだん、だんだんそういった点でお年寄りのサービスがお金がかかるようになってきたというのが実態ではないかと思えます。

今、介護3施設とよく言われますが、介護3施設というのは特老ホーム、老人保健施設、介護療養型の医療施設を3点入れて介護3施設という言葉がよく出てくるわけですが、そのほかに民間企業を中心とする有料老人ホームがあります。それで、認知症のグループホーム、これら五つの施設を合わせた、一緒にした新しい基準にしていこうというのが今度の改正案の大きな一つのねらいだと思います。そこには、先ほど課長が言われましたように、一番問題なのはホテルコストをしていくのだと、みんな個室にして、今個室の条件は15%でいいですよというのが10年後には70%に個室をしていきなさいと、7割は高額な個室料金にしていくと、そこにはホテルコストですから、居住費だとか食料だとか、そういう新たに食費だとかいうのが重く入ってくるわけです。特老入所の7割が非課税世帯です。非課税世帯の方々にそういうホテルコストをかけることが実際には追い出すことになる、その辺に一番大きな問題点があると思えます。

それで、課長が先ほど言ったように、低所得者の人には非常に負担が多い改正案であるということですが、その辺の問題を町はどうしていくのかということと、それからあと医療費だとか、そういうものは減免措置があると、減免措置も社会法人には減免措置があるけれども、医療法人にはありません。では、その医療法人にかかったお年寄りたちの減免をどうするのか、こういう問題も出てくると思うのです。これらも含めて一番地域包括支援センターの設置をなささいということは、国から来ているわけですから、さらにそれをやらなくてはならないのですけれども、今それが保健師に課せられています。現在保健師が受け持つ担当は50件というのは、国からの指導で来ているようですが、今度1人で300件のそれを持ちなさいという内容です。これは、とても無理があると思うのですが、ケアマネジャーと切り離して市町村でそういう地域の包括支援センターを設置して、先ほど課長の言われたとおりに行政指導でやりなさいということです。これを今の課長の話を書きますと、館林、邑楽で統一的に地域包括センター1カ所つくってやっていくということの話を書きましたけれども、これを委託することによって、また同じ状態ですか、やっぱり保健師が見なくてはならない、チェックしなくてはならない。ケアマネジャーがまたそこへ出てきますと、やっぱり自分の施設のケアマネジャーは、やっぱりよその施設より自分の施設にできるだけ来てもらいたいと思うわけです。それがまた悪循環されてくる懸念があるから、やはりこれは独自でそういう包括センター支援の独自でやるのが私は望ましいと思うのです。

ですから、今課長が言われたように、これは館林、邑楽郡で云々というのですけれども、運営を監視させるという形も行政が責任を持ってやるのでなければ今までどおりになってしまうし、この包括支援センターを建てても、丸投げの委託では問題が解決されないような気がします。ですから、

今介護保険の不正請求問題も新聞、テレビ等でいろいろ報道されていますが、町も介護保険の適正委員の仕事の方が一生懸命その適正判断の処理をしているようですが、それらも含めてやはり進めていかななくてはならないと思います。

低所得者については、負担が多いということは担当課長も承知しているように、それらができない、問題が提起されたときに対応できるような施策、それからあと今特老に入居希望者が100名前後いると言われておりますけれども、そういう方たちが全部特老に必要なのかどうなのかということで、やっぱり行政として、そういう待機者と話をして、家族の人と話をして、今のサービスを受けているので、どうなのだろうという、そういうのも必要だと思うのです。やっぱり、特老に入って入居しますと、1人にかかる費用が介護保険持ち出しが約30万前後ですから、それが10人いればもう300万、年間にすると幾らと、相当大きな負担も介護保険の方にかかってくると思います。ですから、そういう方たちの予防医療だとかショートステイだとか、あるいはデイサービス、在宅でどうなのだろうということもやっぱり中心に検討していかななくてはならないのではないかと。

また、この要介護1と要支援の方々の認定も今度は変わってくるようですから、そういう地域包括支援センターの方でお世話になるような方もたくさん出てくるし、その辺の絡みで各、私前から言っているように、公民館の蛭沼地区では社会福祉協議会のやっていたふれあいサロンを昨年度やって、それを継承して、今11区、よってかせという事業を独自に月1回開いています。第2日曜日ということでやっています。それで、この間の第2日曜日については、保健センターの所長を呼んで、お年寄りの健康づくりだとか、軽い体操だとかということをお話をしたようです。

そういうのは、やっぱり包括支援センターで全部をやるというのではなくて、そういう形の窓口を各地域で何とかこういうクリアを、ふれあいセンターではないのですけれども、できないものかどうかと。公民館の活躍だとか公民館の有効利用の中には、それらも私は含めて発言していると思います。児童の健全育成ももちろんですし、お年寄りのそういうふれあいサロンみたいのももちろんそうですし、その辺も総合的にこの際考えていく場所をやっぱり行政で考えて、その指導をやっていく、もう段階に来ていると私は思うのです。

そういった点では、ぜひそれらも含めて、課長の答弁で、よく課長の方もその制度の違い、それに所得の低い方に負担が多い利用で、そういうことがないように鋭意努力をしつつ検討していくという答弁がありましたので、それらも含めて、これから地域包括支援センターの問題、お年寄りの問題等を、もちろん保健センターも建設される予定ですから、それらも含めてやはりしっかりとした予防医療、それで締め出すのではなくて、入りたい人には入ってもらえるような、そういう保険あってサービスなしでは困りますので、サービスもきちんとできるような体制をぜひ検討して、いい結果を出していただきたいと思います。

次に進みます。次は、雇用促進についてです。雇用促進については、この間、私は不況でリストラに遭った人たちの失業がふえ続けていると、行政として雇用対策促進を何回か一般質問してきた

わけですが、現在は高齢者、生きがい事業の発展的な考えと、それから商工会に各企業よりいろいろと雇用の話もあると思われませんが、それらを含めて年齢問わずのハローワーク的な要素ができないものかどうかということの前から雇用問題については質問してきたわけですが、それはどうなのかということと。

2点目は、さらに障害者雇用促進法が現在ありますが、知的障害者を1.8%を企業の責任で雇用義務の法律がありますが、その達成と、さらにそれに加えて新たに今国会で通過したものは、知的障害から新たに精神障害にも拡大したわけです。精神障害というのは、心の問題ですが、ニート等も含まれると思いますが、そういうものについての雇用の対策と考え、またそういう方たちを雇用することによって企業に奨励金が支払われる、こういう仕組みですが、その辺の考えをまずお尋ねしたいと思います。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

まず、雇用情勢、全般的なことですが、最近の雇用情勢につきましては、ことしの4月の全国の完全失業率、最近新聞に載りましたが、4.4%、310万人でございます、前年同期が4.7%、335万人でありました。また、全国の有効求人倍率につきましては0.94でありまして、昨年の0.77から改善が見られているわけでございます。さらに、群馬県の有効求人倍率は1.37ということで、また愛知県に次いで2位に浮上したというような記事もございました。前年同期の1.26と比較してもこれまた改善が見られているわけでございます。

しかし、館林公共職業安定所、いわゆるこのハローワーク管内でございますが、その有効求人倍率は、全国より低い0.91であり、前年同期の0.93と比べても悪化しておりまして、有効求人数についても減少をしているところでございます。そういう点では、このエリアにつきましては依然として厳しい状況があると言えます。

さて、今議員ご質問の中でございますが、3月議会のときに質問がございました。商工会とそれから高齢者活力センターの機能を一体化して、例えばミニハローワークみたいなものをつくり、女性や若者も含めた雇用対策を商工会で行えないかという、そういうご質問であったと記憶しております。

まず、商工会の対応をお聞きいたしました。新たなことを行う場合には専門職員、これは臨時やパートということが考えられるということですが、を設置する必要があるまいかと、そうすると予算が発生をしまいと。現在の職員でそのミニハローワークみたいなものをやることは、困難でありますということでございます。これを行う場合には国の許認可も必要であると、実施する場合には人材の紹介やあっせんをした場合、それによって商工会の責任が発生するような事態が考えられるが、そういうことでは困るとか、デスクワークだけでよいのか、いわゆる作業スペースがその場合に必要ではないのかという、もろもろの課題が発生してまいらまいらしようということ、

かなり厳しいという考え方でございました。

もう一つ、高齢者活力センターでございますが、当センターにおきましては、60歳以上の高齢者が対象でありますと、この運営規則で決まっております。そして、当センターにつきましては雇用契約はしておりません。登録制でございますということでございまして、商工会と一体化した組織は難しいのではないかとということでありました。両と申しますか、関係事業所としても現状では困難と考えているところでございます。町といたしましては、別々の法体系の団体であり、性格が違いますので、一体化させる指導は今のところ難しいというふうにご考えているところでございます。

それから、ニート、引きこもりの関係がございました。関係機関どこでもこれは今苦慮しているというふうに思います。つい最近館林のハローワークでこの辺の国としての対策をお聞きしましたところ、国といたしましては、今後フリーターやこのニートについて、常時雇用されるよう重点を置いて取り組んでいきたいという方針は持っているのだけれども、やはりその方法について苦慮しているところですのでございまして。特にこの問題につきましては、対象者を特定することが、つまりあなたはニートですよとか引きこもりですよということが非常にデリケートな問題であり、プライバシーにもかかわりかねない部分もありますので、その相談にこぎつけるまでが難しいということでありました。町は、この青年層に多いと言われておりますフリーターやニート対策にもなっていると思われませんが、ことしの1月からヤングプラザにおきまして若者就職支援相談室を今実施をしているところでございます。相談日は、毎月第1水曜日と第3土曜日でございます。午後2時から午後6時までということで、内容につきましてはカウンセリング、就職情報の提供、職業紹介ということは今無料でやっているところでございます。1月から5月までの実績につきましては、10件相談業務がありました。そのほか電話による受け付けも行っているという報告を受けているところでございます。

そして、障害者雇用促進法に基づきまして、障害者雇用率、いわゆるこの法定雇用率が民間は1.8%ということが定められておりまして、国や地方公共団体については2.1%ということでございます。これもつい最近の、これ2005年版の障害者白書というものでございますが、これによると国や地方公共団体はこの2.1%をクリアしていると、上回っているということでございますが、民間については1.46で下回っているという、こういう状況が新聞でも発表をされました。町は、平成14年の4月に邑楽町離職者等雇用企業奨励金、これ要綱でございましてけれども、をスタートさせまして、障害者を雇用された町内の事業所に一定の条件をクリアすれば対象就労者1人につき10万円を交付する制度があります。これは、ハローワークの紹介がなければという条件もついておりますが、平成16年度は100万の予算を計上いたしまして、今年度は50万、5人分の今予算を計上して取り組んでいるところでございます。この障害者というのは、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、そして精神保健福祉法に基づく障害者という、そういう範囲にしているところでございます。広報紙でも今月号、6月号でこの辺のPRも事業主に向けてしているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 最近は、報道の中でニートの問題が新聞でも大きく活字にされたり、あるいはテレビ報道もされるようなときに来ています。新聞報道によりますと、2010年というのですから、あともう5年ぐらいでフリーターはもう500万人になると報道されています。これは、隠れた数はもっとあると思いますけれども、そういうことです。

フリーターは、統計で試算されたのがありますけれども、正社員のこれ15歳から34歳までのフリーターですが、年間387万円に対してフリーターは106万円だと、いずれも15歳から34歳までの統計が朝日新聞に出ておりますけれども、こういったことで、正社員になれないことで消費もできないし、結婚もなかなかできないし、そして税金も納められないし保険も納められない、こういう社会的な問題に今発展してきてしまいました。

さらに、今度はフリーターだけでなくニート、ニートは5年後に100万人ということですよ。こういう青年層がどんどんふえてきている。

やっぱりこれは、大きな原因というのは、大学、高校を卒業して企業に、大企業の方に新規採用の雇用環境がなかった社会現象の一つではないかと言われております。ニートからの就職は、いきなり社会に出て仕事をすることは、ちょっと不可能だと思います。そのためには、職業訓練だとか、いろんな形が必要とされるわけです。心の問題ですから、特にニート、落ちこぼれについては、心の問題が多いわけで、内こもりですから、外に出ること自体もできないと、そうなると、お年寄りが家庭の中だけでは介護ができないということで保険制度ができて、社会全体、地域全体でお世話をしていこうという制度が今の介護保険制度です。ですけれども、ニートだとか内こもりについては、何のそういう制度も何もないです。ほったらかしで、各家庭にお任せ、家庭の枠をもう超えて、家庭でももうどうすることもできない今状態にぶつかっているのではないかと思います。

ですから、これをでは地域でどうしていくのかと、ここが課題だと思います。地域で、ではそういう方が自立して就労できるようにするには、行政として何ができるかと考えると、やはりそこには職業訓練だとか、いろんな雇用で面倒見てくれる企業があれば、そういうのがいいのですけれども、すぐには絶対行けないと思います。そのためにではどうするのかと、では親たち、親たちが変わらない限りは子供も変わらないと。

それで、そういう身体障害者、心身障害者の組織はありますけれども、ニートの組織だと、内こもりの組織は全くありません。だから、そういった点でやはり行政が内こもりで困っている家庭のお母さんたちが一堂に集まって、ざっくばらんにいろんな悩みを話しましょうと、まずそこからいかなければ今後問題の解決はできないと思うのです。

ですから、そういった雇用促進も含めてそういう心身の内こもりの方々についても早急な自立対

策、これは雇用促進と一体化されておりますけれども、福祉の部分にも入るかと思われませんが、そういうのが早急に、もう新聞の活字に出るということは、邑楽町の町内にもそういうニート、内こもりがたくさんいるということになると思います。その対策を練らなければやっぱり大変、親が生きているうちはいいですけども、大変な問題になるのです。それももう家庭だけでは解決ができない問題に今なってきているのが実態ではないかと思うのです。それを行政はどういうふうにできるのか。雇用促進も含めて、そういうニートの方たちに対する職業訓練をどうするのかということを検討していかなくてはならないと思いますが、それらも含めて今後雇用対策、また商工会では、現在では困難であるということは、もう何もやらないということですから、要するに例えば役場で臨時職員を必要なときには若い20代、30代の方を1年間募集するだとか、そういうのをやっぱり行政でできることは積極的に足を入れてやっていかなくてはならない。

それで、安上がりだということで、パートだとか嘱託の方も随分いますけれども、若い方たちの正式な職員の雇用もやっぱり考えていかなくてはいけないと思うのです。やっぱり、そういう中で出生率も1.289、だんだん、だんだん下がってくる、下がってくる条件がいっぱいあるわけです。若者がニート、フリーター、正社員ではないという2極の中で、結婚したくてもできない。そういうのがやっぱり出生率に私はつながっていると思うのです。それで、子供の多い方たちの統計も出ているのです。出生率が高いのは、父も母も管理職、それで以前は専業主婦が最も多かったのですが、今専業主婦を抜いて、父も母も管理職の方が出生率が一番高いのです。ですから、ニートだとかフリーターだとかという方々は、結婚もできないというような社会的現象です。その辺について国もようやく動き出しましたので、補助事業でできるものについては、どんどん活用しつつ、町内の若者のそういう雇用促進と自立対策を練っていただきたいと思います。そういうことを述べさせていただいて、私の一般質問を終わります。

○中川健治議長 これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす17日及び20日は、本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、あす17日及び20日は休会とすることに決定しました。

なお、18日から19日までの2日間については休日につき休会となります。最終日となる6月21日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

[午後 零時 14分 散会]